

山梨県水道広域化推進プラン等策定支援業務仕様書（案）

1 業務の目的

本業務は、水道事業に係る広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的な取り組みの内容等について定める「山梨県水道広域化推進プラン」、50年から100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定し、その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示する「山梨県水道ビジョン」の策定に向けて、水道事業者ごとの経営環境と経営状況について、現状分析や将来推計、課題分析、広域連携のシミュレーション等の業務を行う。

2 契約期間

契約の日（概ね令和3年6月）から令和5年3月15日（水）までとする。

3 業務内容

「水道広域化推進プラン策定マニュアル」（平成31年3月29日付け総財営第32号薬生水発第0329第7号総務省自治財政局公営企業経営室長、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）、「水道ビジョンの作成について」（平成26年3月19日付け健水発0319第5号）、各水道事業者等の経営戦略等を踏まえ、発注者が提供する資料を適宜活用するほか、必要に応じて追加調査を行い、以下の業務を実施すること。

なお、追加調査として、各水道事業者等へのヒアリングを必ず実施すること。時期及び方法等については発注者と協議すること。

また、本業務の目的を十分に理解し、設計計画の方向を左右するような問題に対しては事前協議を行うとともに、発注者が業務の進捗状況を把握できるよう、適宜、協議を行うこと。受注者は、発注者との協議・連絡を密にし、スムーズな業務の遂行に努めること。

（1）設計協議

ア 初回打合せ

業務内容の確認（要望事項・内容、作業方針・工程、検討事項・内容などの協議確認）及び貸与資料などを確認すること。

イ 中間打合せ

中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する事項について、適宜確認すること。

ウ 最終打合せ

総括説明及び成果品の納品、検収に立ち会うこと。

○山梨県水道広域化推進プラン素案のとりまとめ

（2）現状分析業務

ア 対象

山梨県内の水道事業者等(令和3年4月1日現在)

(上水道事業16事業、簡易水道事業165事業、水道用水供給事業2事業)

イ 内容

水道事業者等ごとに経営環境や経営状況について現状分析するとともに県全体の傾向も分析すること。水源や浄水場等の位置については、地図上に記載した資料を作成すること。

なお、具体的な分析項目の内容及び期間の設定に当たっては、発注者と協議すること。

【想定される分析項目】

① 自然・社会条件に関すること

例：水道事業者の状況、給水人口、産業構造、水需要等

② 水道事業のサービスの質に関すること

例：水安全計画の策定状況、災害時の体制等

③ 経営体制に関すること

例：職員数及び年齢構成、委託業務の発注状況、広域化の状況等

④ 施設等の状況に関すること

例：水源、給水能力、水道施設、管路、耐震化計画、アセットマネジメントの実施状況、水道施設の位置図等

⑤ 経営指標に関すること

例：更新費用、給水収益、その他の収入・支出、収益性や経営安全性の指標等

⑥ その他

例：経営戦略や水道ビジョンの策定状況等

(3) 将来推計業務

ア 対象

上記3(2)アと同じ

イ 内容

将来推計を行う項目ごとに合理的な前提条件を設定したうえで、各水道事業者等が現状のまま経営を続けた場合の将来推計を実施するとともに県全体の傾向も推計すること。(推定期間：50年間)

なお、前提条件は、発注者と協議の上、各水道事業者等における既存の計画(水道ビジョン、経営戦略、アセットマネジメント計画等)等も勘案しつつ、全水道事業者等に共通のものを設定すること。

【想定される将来推計項目】

① 自然・社会条件に関すること

例：給水人口、産業構造、水需要等

② 水道事業のサービスの質に関すること

例：水安全計画の策定状況、災害時の体制等

- ③ 経営体制に関すること
例：職員数及び年齢構成等
- ④ 施設等の状況に関すること
例：水源、給水能力、水道施設、管路、耐震化計画、アセットマネジメントの実施状況等
- ⑤ 経営指標に関すること
例：更新費用、給水収益、その他の収入・支出、収益性や経営安全性の指標等
- ⑥ その他
例：経営戦略や水道ビジョンの策定状況等

(4) 課題分析業務

ア 対象

上記3(2)アと同じ

イ 内容

上記(2)、(3)の結果を比較分析のうえ、下記の観点等から検討することにより、水道事業者等ごとに将来の水道事業の課題を明らかにするとともに県全体の課題を明らかにすること。

【課題分析の観点等】

- ① 自然・社会条件に関すること
例：水需給の不均衡等
- ② 水道事業のサービスの質に関すること
例：災害への対応等
- ③ 経営体制に関すること
例：職員数の減少等
- ④ 施設等の状況に関すること
例：有収水量の減少に伴う施設利用率の低下、老朽化、耐震化対策の必要性等
- ⑤ 経営指標に関すること
例：料金収入の減少、更新費用の増大、経営状況の悪化等
- ⑥ その他必要な事項

(5) 広域連携パターンの設定

山梨県の地理的特性や各水道事業の現状等を踏まえ、想定される水道事業者間の広域連携パターンを設定する。

圏域については、山梨県水道ビジョンにて、今後の内容を踏まえて検討することになる。

なお、パターンの設定に当たっては、県が主催する会議で提案・調整を行い、素案のなかで設定を行うこと。

【広域連携の手法(例)】

- ア 事業統合（水平統合／垂直統合）（経営体も事業も統合）
- イ 経営の一体化（経営体を統合、事業は別）
- ウ 施設の共同化（施設の共同保有、緊急連絡管の接続等）
- エ 管理の一体化（事務の共同実施、共同委託等）

（６）広域連携のシミュレーションの実施及び効果額等の算出

施設の統廃合、共同委託・調達、人員配置の適正化など合理的な算出条件を設定した上で、連携パターン毎にシミュレーションを実施し、自然体の将来推計と比較した効果額を算出する（推計期間：５０年間）。

なお、効果額等の算出に当たっては、水道事業者ごとの効果額も算出するとともに定性的な効果についても記載すること。

また、連携パターンを総合的に比較検討し、各水道事業者の意見等を踏まえ広域連携の方向性を整理する。

【効果額分析の観点等】

- ① 自然・社会的条件に関すること
例：給水人口、産業構造、水需要等
- ② 水道事業のサービスの質に関すること
例：水安全計画の策定状況、災害時の体制等
- ③ 経営体制に関すること
例：職員数及び年齢構成等
- ④ 施設等の状況に関すること
例：水源、給水能力、水道施設、管路、耐震化計画、アセットマネジメント計画等
- ⑤ 経営指標に関すること
例：更新費用、給水収益、その他の収入・支出、収益性や経営安全性の指標等
- ⑥ その他必要な事項

（７）今後の広域連携に係る推進方針作成

広域連携のシミュレーションと効果の算出を踏まえて、今後どのような方針で広域連携の検討を進めていくか広域連携推進方針を定めるとともに、当該方針に基づき、当面実施する具体的な取り組みやスケジュールを発注者と協議して検討する。

（８）山梨県水道広域化推進プラン素案のとりまとめ

上記（２）～（７）の検討結果をとりまとめ、山梨県水道広域化推進プラン素案とその概要版を作成すること。

○山梨県水道ビジョン素案のとりまとめ

（９）水道事業の概要の整理

- ア 策定の必要性や対象地域、計画期間・目標年度を設定する。
- イ 水道ビジョン（水道整備基本構想）の策定経緯と位置付けを整理する。
- ウ 統計資料等をもとに、山梨県の地勢の概況（位置、面積、人口、地形、地盤、気象等）をとりまとめる。
- エ 水道の普及状況、施設状況、職員数の推移及び施設管理体制等の水道の現状について、県全域及び圏域別にとりまとめる。
- オ 「水道事業ガイドライン JWWA Q100」に基づく業務指数（PI）などの結果について、図表を用いながらわかりやすく表現すること。
- カ 上記ア～オの検討結果をもとに、県が主催する会議で提案・調整を行い、水道ビジョンを策定する際の基本的な単位となる圏域を設定する。

（１０）水道事業の現状分析と将来見通し

- ア 給水実績についてとりまとめる。
- イ 国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに将来の人口を設定した上で、目標年度における水需要に関する原単位を用途別・市町村別に推計し、将来の水需要量の推定を算出する。

（１１）課題の整理

- ア （９）、（１０）の内容を踏まえ、現況評価の結果を整理し、国の新水道ビジョンで掲げる「安全」、「強靱」、「持続」ごとに検討し、圏域毎の課題を取りまとめる。
- イ 「水道事業ガイドライン JWWA Q 100」に基づく業務指数（PI）などの結果について、図表を用いながらわかりやすく表現すること。

（１２）将来構想の設定

- ア 県内水道事業等における課題を踏まえ、「山梨県水道広域化推進プラン」と相互に反映可能な記載とする。
- イ 国の新水道ビジョンで掲げる「安全」「強靱」「持続」を根幹とした県内水道が目指すべき将来構想を検討・整理し、基本理念及び目標を、県全体及び圏域ごとにとりまとめる。

（１３）実現方策の検討

将来構想を具現化するための実現方策とロードマップを圏域毎にとりまとめる。

（１４）「山梨県水道ビジョン」のとりまとめ

（９）から（１３）までの検討結果を「山梨県水道ビジョン」としてとりまとめる。

（１５）フォローアップ

策定する「山梨県水道ビジョン」に基づいて実現方策を確実に進めるためのフォローアップの方法をとりまとめる。

(16) 会議等への対応業務（水道広域化推進プラン、水道ビジョン）

県が主催する広域連携に係る会議（担当者会議、有識者会議）において、会議の運営支援（会議資料作成、会議記録作成等）をするとともに、必要に応じて出席し、助言を行うこと。

素案及び素案の概要については、パブリックコメント制度により県民から意見等を募集し、寄せられた意見等を考慮することとしていることから、その過程で修正等が必要となった場合は、適宜対応すること。

※回数：年4回程度（2年間で8回程度）

※時期：令和3年7月頃～令和5年2月頃を予定。

4 資料収集

発注者が保有する下記①から④に掲げる資料については、発注者から提供が可能である。その他の資料については、受託者の要求に応じ、発注者から提供可能なものは本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に提供するが、提供不可能なものは受託者が収集すること。

① 市町村等の地方公営企業決算状況調査のデータ（令和元年度）

② 山梨県の水道（令和元年度）

③ 山梨県水道地図（平成27年度時点）

④ 市町村等に実施した「水道広域化推進プラン」等作成に係るアンケート調査結果（令和2年3月末現在）

5 成果品

受託者は上記3（1）～（16）の業務の実施に係る成果品を以下のとおり提出すること。なお、本業務における成果品は、全て山梨県に帰属するものとする。

(1) 提出期限及び提出方法

ア 中間報告

受託者は水道広域化推進プランの3（2）～（8）に係る業務成果及び水道ビジョンの3（9）～（15）に係る業務成果を令和4年3月4日（金）までに提出すること。

イ 最終報告

受託者は、最終業務成果について、下記の方法により令和5年1月20日（金）までに提出すること。

・ 提出方法

(ア) 調査報告書（概要版、会議等への提出資料、検討内容の整理も含む）

① 規格：A4版

② 部数：2部

(イ) 電子媒体

- ① 規 格：CD-RもしくはDVD-R
- ② 部 数：2枚

(2) その他

- ・ 報告書の体裁等必要な事項については、協議の上、決定すること。
- ・ 本業務に係る文書や資料等は、原則として、Microsoft Word、Excel
又はPowerPoint で作成すること。

6 その他留意事項

- (1) 県は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (2) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (5) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (6) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議のうえ定めることとする。